

# 私たちこんな活動しています!

## 人権擁護委員会

人権擁護委員会 囑託 月岡 真美子 (65期) ●Mamiko Tsukioka

### 1 人権擁護委員会について

人権擁護委員会(以下、「当委員会」といいます。)は、基本的人権を擁護するため、人権侵害についての情報を収集し、必要に応じて行政庁やその他に対し、警告等の適切な措置を執ることを職務とするために設けられた常置委員会です。現在の委員長は鳥海準先生、委員の数は65名(委員62名、幹事3名)で、人権救済申立事件の処理を中心としながら、6つの研究部会において調査研究活動を行っています。委員には都議会議員もいますので、最新の都議会の動向なども知ることができます。

### 2 人権救済申立事件の審査

人権救済申立事件については、刑務所で服役している方などを中心に、年間30件近くの申立てがあります。近年は出入国在留管理局に収容されている外国人からの申立ても急増しています。

申立てを受理した場合、委員会で調査開始又は不開始を決定し、開始となった事件については、委員2名体制で調査に当たります。子どもの案件や障がい者の案件等、専門的知識を必要とする調査については、他の委員会に協力を求めて調査を進めることもあります。人権救済申立事件の審査は、通常の弁護士業務と異なり、中立な立場で調査や審査を行います。

調査の結果、人権侵害が認められた場合には、相手方に対し、警告・勧告・要望等の措置を執ります。措置を決定した事件については、当会のホームページで内容を確認するこ

とができますので、是非ご覧ください。

### 3 人権救済基金援助申請の審査

当委員会では、人権救済基金の援助申請に対する審査も行っています。人権侵害事件に取り組む会員に対し、基金から弁護士費用等として1件につき最大50万円を援助しています。

これまで、技能実習生に関する事件や、知的障がい者に対する差別問題を扱う事件などに援助を行ってきました。これらの事件については、これまで弁護士が手弁当で行ってきたものですが、弁護士会として資金援助を行い、会員による人権侵害事件への取り組みを促進することを目的としています。

会員から援助申請があった事件について、当委員会において人権侵害事件の該当性や公益性などの審査を行います。今年度は既に10件の申請があり、審査中のものを除くと5件について援助可能との決定をしました(2019年12月13日時点)。

### 4 部会の活動内容

当委員会の部会は、①外国人・民族的マイノリティに関する部会、②報道・情報に関する部会、③精神医療・高度先端医療に関する部会、④死刑廃止検討部会、⑤受動喫煙防止部会、⑥沖縄問題部会の6つです。沖縄問題部会は、今年度新設された部会です。それぞれ個別に勉強会やシンポジウムを開催していますが、このうち特に活発に活動を行っているのが、外国人・民族的マイノリティに関する



部会主催のシンポジウムの内容をもとに  
作成・出版された書籍

部会です。

この部会では昨年度12月にネット上のヘイトスピーチに関するシンポジウムを開催し、好評を博しました。今年度はこのシンポジウムの内容をもとにした書籍の作成・出版を行いました(2019年12月出版)。

## 5 現地調査

当委員会は、毎年現地調査として刑務所見学や各種施設の見学を行っています。今年度は昨年11月に府中刑務所、今年2月には横浜刑務所の見学を行いました。施設見学は当委員会の委員ではなくても参加が可能ですので、興味がある方は奮ってご参加ください。

その他、三会同の選択型修習プログラムでは、今年度はハンセン病資料館を訪問しています。

## 6 若手委員のコメント(66期:富田隼)

私は、主に人権救済申立事件を担当しております。

人権救済申立事件というと、地味なイメージがあるかもしれませんが、憲法の人権規定が問題になる事案がほとんどで、憲法を学び直す良い機会になっています。

調査の結論についても、他の委員と事実認定の考え方、評価方法、結論に至る過程が食い違うこともあり、委員会で議論をする中で、事案を多面的に見る意識や、力が養われると感じております。

基本的人権の擁護が必要な事案でも、通常の業務では受任が困難な案件がありますが、そのような件が人権救済申立事件として係属すれば、力を入れて取り組むことができるため、そこにやりがいを感じています。

## 7 新規委員大募集!

人権意識が高まるにつれて人権救済申立事件も増えているため、現在の委員だけでは処理が遅れがちです。特に当委員会は若手委員の数が少ないので、若手委員の参加は大歓迎です。

人権擁護というと堅苦しいイメージがありますが、刑事弁護を扱っている弁護士であれば、依頼者から相談を受けるような内容も多く、違和感なく取り組めると思います。また、近年ESG投資の考え方が広まっており、企業法務を扱う弁護士やインハウスの弁護士にとっても人権意識の醸成は必須となっています。

1人で仕事を任せられることはありませんし、分からない点は他の委員がサポートしますので、心配はいりません。

当委員会の活動に興味のある方は、是非人権課までご連絡ください。



外国人留学生の就労実態と人権問題研修会

当委員会の活動に興味のある方は、  
人権課(03-3581-2257)までご連絡ください。